

※基本的に、保育所等の施設は通常どおり開園(所)しています。ただし、以下の場合はご注意ください。

保育所等の施設において、新型コロナウイルス感染症に児童や職員が感染した(又は感染の疑いがある)場合

◎ お子さんが利用している施設で、児童又は職員の「感染」が判明した場合

- ・感染が判明した日（判明が夜間の場合は翌日）より施設の消毒を行います。そのため、施設は「臨時休園」となります。
- ・臨時休園の期間は、当面の間（原則3日程度）とします。
- ・休園期間中に、施設内の消毒、濃厚接触者の特定、PCR検査等を行い、その結果等を含め県や保健所と協議し、休園期間の延長の有無を決定します。決定後、新たな休園期間をお知らせします。

◎ お子さんが利用している施設で、児童又は職員が「濃厚接触者」と特定された場合

- ・施設は、原則として通常どおり開園します。
- ・濃厚接触者に特定された児童又は職員は、PCR検査の結果に関わらず、感染者と最後に接触した日から14日間は登園停止となります。

※ 休園期間中又は登園停止中は感染拡大防止のため、原則として、他の施設の一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、児童発達支援事業所等の利用は自粛してください。

※ 臨時休園・登園停止となった際の保育料等については、減免となります。

感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

<日南市 こども課>

電話 0987-31-1131